第十三項とし、同条第十一項中「第四十一条の二十一第三項」を「第四十一条の二十一第五項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「この項から第十三項まで」を「第十四項まで」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十一条の二十一第四項に」を「第四十一条の二十一第六項に」に改め、同項第一号中「第四十一条の二十一第四項」を「第四十一条の二十一第六項」に、「同条第二項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　法第四十一条の二十一第二項に規定する損失の額として政令で定める金額は、同項の非居住者のその年分の同項に規定する特例適用組合事業から生ずる同項に規定する対象国内源泉所得に係る次に掲げる金額とする。

一　配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、雑所得の金額、法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法第二十八条の四第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額に相当する金額

二　一時所得に係る総収入金額に算入すべき金額が当該一時所得に係る所得税法第三十四条第二項に規定する支出した金額に算入すべき金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額

第二十六条の三十第十五項中「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同条第十六項中「（以下この項において「他の投資組合契約」という。）」を削り、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同条第十七項中「第六十七条の十六第二項」を「第六十七条の十六第四項」に、「第四十一条の二十一第三項」を「第四十一条の二十一第五項」に、「第四十一条の二十一第七項」を「第四十一条の二十一第九項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同条に次の二項を加える。

18　法第四十一条の二十一第一項の規定の適用がある場合には、法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等の第二十六条の九第四項に規定する支払等をする者については、同条第六項及び第七項の規定のうち当該適用を受ける外国法人に係る部分の規定は、適用しない。

19　前各項に定めるもののほか、法第四十一条の二十一第一項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二十六条の三十一第一号中「第四十一条の二十一第二項第三号」を「第四十一条の二十一第四項第三号」に改め、同条第三項中「第四十一条の二十一第二項第四号」を「第四十一条の二十一第四項第四号」に改める。

第二十七条の四第十五項中「除く。）」の下に「として所得の金額の計算上益金の額に算入される金額」を加え、同項後段を削る。

第二十七条の五を次のように改める。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の五　法第四十二条の五第一項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産でエネルギー（同号に規定するエネルギーをいう。以下この項において同じ。）の使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、同号に規定する特定事業者又は特定連鎖化事業者（同号に規定する特定加盟者（以下この項において「特定加盟者」という。）を含む。）であつて、既に相当程度のエネルギーの使用の合理化を進めているものが取得又は製作若しくは建設（以下この項及び次項において「取得等」という。）をするものであること、同号の計画においてその合理化のために設置するものとして記載されたものであることその他その合理化に特に効果の高いものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項において「特定高度省エネルギー増進設備等」という。）とし、同号に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものは、特定加盟者が取得等をする特定高度省エネルギー増進設備等のうち、当該特定加盟者が設置しているその特定連鎖化事業（同号に規定する特定連鎖化事業をいう。）に係る工場等（同号に規定する工場等をいう。）におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

2　法第四十二条の五第一項第二号に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産で工場等におけるエネルギーの使用の合理化（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十六条第一項に規定する工場等におけるエネルギーの使用の合理化をいう。以下この項において同じ。）に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、同号に規定する認定に係る連携省エネルギー計画（同号に規定する連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）に記載された同号に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得等をされるものとして当該連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとし、法第四十二条の五第一項第三号に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産で貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十七条第一項に規定する貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化をいう。以下この項において同じ。）に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、同号に規定する認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）に記載された同号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされるものとして当該荷主連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

3　法第四十二条の五第三項に規定する政令で定めるものは、法人税法施行令第四十八条の二第五項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

4　経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定により機械その他の減価償却資産を指定したときは、これを告示する。

第二十七条の六第八項を次のように改める。

8　法第四十二条の六第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第四章並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第七十一条第一項第一号又は第二項第一号に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、当該金額から当該金額に含まれる法第四十二条の六第五項の規定（次号から第六号までにおいて「特別税額加算規定」という。）により加算された金額を控除した金額とする。

二　法人税法第八十条第一項に規定する所得に対する法人税の額は、当該所得に対する法人税の額から当該所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

三　法人税法第百三十五条第二項に規定する所得に対する法人税の額は、当該所得に対する法人税の額から当該所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

四　地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額から当該地方法人税額に係る同法第六条に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

五　地方法人税法第二十三条第一項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該基準法人税額に対する地方法人税の額から当該基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同項に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。